平成２２年（フ）第１０３０号
神戸市須磨区大田町１丁目１番10号
債務者　中岡　佑輔
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３８号
神戸市灘区高羽町２丁目４番３号六甲ガーデン104
債務者　村上　展代
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４５号
神戸市長田区宮川町１丁目16番地の１西本アパート１Ｆ北
債務者　鴉崎奈緒美（旧姓長野・丸山）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６１号
神戸市北区小倉台６丁目１番地の６
債務者　荻野　幸子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３号
兵庫県南あわじ市八木馬回405番地２
債務者　山口　壹子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１６号
福島市上鳥渡字しのぶ台61番地の13
債務者　影山まち子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２２７号
福島県伊達市月舘町御代田字川原26番地７
債務者　大津貴美子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２２４号
神奈川県横須賀市長浦町５丁目98番地
債務者　山根　正美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３６１号
青森市小柳１丁目１番５号
債務者　佐々木園子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
広島県福山市神辺町字道上2436番地１　エクセレンスディオール101、旧住所広島県広島市中区富士見町16番６―301号　コウノビル
債務者　葛間　政子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７５号
熊本県荒尾市大島84―１　荒尾駅前コーポ101塚本尚基方
債務者　江頭　智子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第４７１０号
大阪府東大阪市西石切町２丁目４番１―1203号
債務者　稲田　　忍
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２２号
大阪府東大阪市今米１丁目５番７号美杜里ハイム506号
債務者　早野　　環（旧姓植原・若林）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２０５号
大阪市生野区中川東１丁目２番６号
債務者　田中真之介（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１３号
大阪府枚方市上野２丁目９番46―105号
債務者　加藤板金こと　加藤　賢治
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３０１号
大阪府寝屋川市高宮１丁目２番15号
債務者　山口富士男
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３０３号
大阪府東大阪市稲葉４丁目２番５号
債務者　伊藤　元治
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３３号
大阪市北区中津３丁目３番36号　中津スターマンション302号室
債務者　橋本　賢二
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部